

中津川市(岐阜県)

(2005年8月22日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年2月13日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：85,004人(高齢化率 ⁽²⁾ 22.7%)	面積 ⁽³⁾ ：676.38k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：35人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,090人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.451	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：82.6%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：36,666,000千円		
うち、地方税9,238,665千円、地方交付税10,988,800千円		
合併特例債発行予定額 22,800百万円／同限度額 39,492百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業6.5%、第二次産業44.0%、第三次産業49.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：新市建設計画。(6)：2004年度普通交付税算出資料を合算。(7)：2003年度方財政状況調査(決算統計)を合算。(8)：2004年度当初予算額の積み上げ。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧中津川市	54,902人	21.0%	275.98 k m ²	22人	482人	0.61	84.3%
旧坂下町	5,834人	27.7%	29.77 k m ²	12人	72人	0.21	78.3%
旧川上村	1,017人	29.4%	29.33 k m ²	8人	30人	0.10	91.1%
旧加子母村	3,411人	29.3%	114.16 k m ²	10人	54人	0.18	76.4%
旧付知町	6,825人	25.3%	73.36 k m ²	12人	75人	0.26	76.3%
旧福岡町	7,123人	23.0%	84.29 k m ²	14人	85人	0.27	80.3%
旧蛭川村	3,852人	24.1%	44.82 k m ²	12人	68人	0.32	84.1%
旧山口村	2,040人	28.6%	24.67 k m ²	12人	37人	0.15	88.4%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化④、少子高齢化、①合併の大きな流れ> 既に住民の生活圏が同一化していることから、生活圏と行政区域を一致させることで地域が一体となったまちづくりが可能となるため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 1958年当時の長野県西筑摩郡神坂村(旧山口村の一部)との合併の際、合併賛成派と反対派の間にしこりが残ったという経緯等があるため、住民の理解を得ることを最も重視した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 調整が困難な案件について、首長会議で調整・方向付けを行った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																
特になし。																
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																
恵那市、及び恵那郡南部5町村を含め2市12町村による合併協議合同会議を実施したが、合併後の面積が広大なことや日常生活圏が違うことなどにより白紙となった。																
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致																
(4) 合併の端緒																
2002年4月、「恵那郡北部町村及び山口村合併協議会」により合併協議の申し入れが文書でなされた。																
(5) 任意の合併協議会（設置期間）																
<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市・山口村合併問題協議会 2002年6月7日～2003年1月5日 ・中津川市・恵那郡北部町村合併問題協議会 2002年7月2日～2003年3月5日 																
構成メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市・山口村合併問題協議会 首長、議員各5名 計12名 ・中津川市・恵那郡北部町村合併問題協議会 首長、議員各2名（中津川市のみ5名） 計24名 															
運営上の工夫	山口村については、越県合併といった他の地域と異なる事情があるため、山口村と恵那郡北部町村と別々に2つの任意協議会を設置した。また、ご意見カードにより、住民から意見聴取を行った。															
(6) 法定協議会（設置期間）																
<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市・山口村合併協議会 2003年1月6日～2005年2月12日 ・中津川市・恵那郡北部町村合併協議会 2003年3月6日～2005年2月12日 																
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無															
構成メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市・山口村合併協議会 首長、議員各5名、大学等の研究者1名、学識経験者（中津川市6名 山口村3名 広域枠1名） 計23名 ・中津川市・恵那郡北部町村合併協議会 首長、議員各2名（中津川市のみ5名）、大学等の研究者1名、学識経験者（中津川市6名、恵那郡北部町村6名 広域枠1名） 計38名 															
運営上の工夫	任意協議会に引き続き、2つの法定協議会を設置。ご意見カードによる住民意見の聴取。中津川市・山口村合併協議会において、学校教育検討部会を設置。															
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併協議を円滑に進めるため、基本5項目の調整方針・調整案を任意協議会及び法定協議会で確認した。また、編入合併を基本とするが、協議においては対等な立場で進めることとした。</p> <p><協議開始および決定の時期> *中津川市・山口村合併協議会では2003年1月に、中津川市・恵那郡北部町村合併協議会では2003年3月協議開始され、また合意がなされた。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(①方式)</td> <td>(②期日)</td> <td>(③名称)</td> <td>(④位置)</td> <td>(⑤財産)</td> </tr> <tr> <td>協議開始：03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> </tr> <tr> <td>合意：03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> <td>03年1・3月</td> </tr> </table> <p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>特になし。</p> <p><基本項目①「合併の方式」の決定理由> 新設・編入</p> <p>関係町村間の合意による。</p>		(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	合意：03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月
(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)												
協議開始：03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月												
合意：03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月	03年1・3月												

<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>任意協議会では2005年3月31日までの目標でスケジュールを立て、進めていた。法定協議会では、事務事業調整の状況や休日を利用した電算システム移行準備等を考慮した中で、2月13日が適当であると確認がなされた。</p>	2005年2月13日合併
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：法定協議会にて確認された。</p> <p>選定理由：編入合併では、編入する側の自治体名となるのが通常であるため。ただし、地区の名称についてはその地域の文化・歴史の背景、住民の意向を尊重するものとした。</p>	公募有・無
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>編入合併であることや、事務所の規模等より現在の中津川市役所の庁舎をそのまま新事務所とした。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>	既存施設・新規建設
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともなし。</p>	

(8) 新市建設計画 (計画の対象：全市)

計画の期間：10カ年

理由 合併後10年間にまちづくりの基盤整備を確実に整えるとともに債務の軽減など、合併特例措置がなくなる15年後を見据えた中長期的な展望にたった計画としたため。

<策定に当たっての工夫>

任意協議会において協議し作成した新しいまちのイメージを構成市町村の各世帯に配布し、新市将来ビジョンの策定の参考とするため、住民の方々から意見、要望を募った。新市建設計画の住民説明会を全地域で実施。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

関係市町村の総合計画及び協議会で確認された将来ビジョンを尊重し、速やかな一体性の確立及び、地域の個性を活かしながら均衡ある発展を図るための計画とした。また、地域の特色を発揮できるよう新市を4つのゾーンに構成した。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

素案策定の段階で、関係町村すべての総合計画の内容を示し、この考え方に即した形で作業を進めた。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	40,470	40,270	39,110	37,590
地方税	10,138(25.1)	10,120(25.1)	9,990(25.5)	9,830(26.2)
地方交付税	13,617(33.6)	15,160(37.6)	14,150(36.2)	12,920(34.4)
歳出合計	38,667	40,270	39,110	37,590
人件費	8,252(21.3)	8,230(20.4)	8,410(21.5)	7,260(19.3)
(参考：一般職員数)	(903人)	(1,080人)	(968人)	(850人)
公債費	5,311(13.7)	5,760(14.3)	4,730(12.1)	4,950(13.2)
普通建設事業費	8,202(21.2)	10,000(24.8)	10,000(25.6)	10,000(26.6)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等はない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 179 号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ 142 回開催、延べ 3,323 人参加） ・HP の開設（2002 年 8 月開設、不定期更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名 称)：山口村民意識調査 (時 期)：2004 年 2 月 22 日 (対象者)：山口村民 ①18 歳以上で、3 ヶ月以上村内に在住している日本国籍を有する者。 ②18 歳以上で、3 ヶ月以上村内に在住している永住外国人で、村長に届出を行った者。 (方 法)：投票方式	
(名 称)：福岡町 合併の枠組みを問う住民意向調査 (時 期)：2003 年 5 月 16 日 (対象者)：福岡町民 ①2004 年 2 月 10 日以前から引き続き住所（住民登録）がある者 ②1984 年 5 月 17 日以前に出生した者（20 歳以上） ③外国人の場合は、投票資格届出をされたもの（要件有） (方 法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県合併協議会支援交付金（500 万×7 市町村） ・合併重点支援地域の指定（岐阜・長野両県） ・事務事業の調整（岐阜・長野両県） 	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	84,557 千円
委託内容	新市建設計画作成業務、新自治体例規策定業務、情報システム統合業務、統合電算システム調査、新中津川市ネットワーク構築支援業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定数特例 (定数 35 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	旧町村の意見を新市に反映するため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用)・無
その理由	各町村の意見を反映させるため、在任特例を適用し、その後、新市に 1 つの農業委員会を設置するものとする。
(3) 三役	
旧中津川市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧坂下町	町長は新市の収入役、助役、収入役は退職。
旧川上村	村長、助役、収入役は退職。

旧加子母村	村長、助役、収入役は退職。	
旧付知町	町長、助役、収入役は退職。	
旧福岡町	町長、助役、収入役は退職。	
旧蛭川村	村長、助役、収入役は退職。	
旧山口村	村長、助役は退職。収入役は不在。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 現在 1,080 名を 10 年で 850 名に削減。 <新規採用の抑制> 2006 年度は新規採用を行わない。	
給与の調整	<給料表の統一> 中津川市の給与格付に合わせる。	
役職の調整	職員の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものと確認がされており、市の職階級にあてはめた。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）		
総合事務所に 5 課を設置。（総務企画課、生活福祉課、産業振興課、基盤整備課、文化スポーツ課）		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧中津川市	旧中津川市の支所 5 ヶ所は引き続き支所としてとして設置している	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	合併による住民の不安を踏まえ、地域住民の声や意向を行政に反映させるため、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村、旧山口村に設置。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
個人市町村民税 均等割	旧中津川市 2,500 円 恵那郡北部町村 2,000 円 旧山口村 2,000 円	2008 年度より中津川市 (2,500 円) に統一。2005 年から地方税制の改正に伴い一律 3,000 円
法人市町村民税 法人税率割	旧中津川市 14.7% 恵那郡北部町村 12.3% 旧山口村 12.3%	2008 年度より中津川市 (14.7%) に統一
固定資産税	旧中津川市 1.4% 恵那郡北部町村 1.4% 旧山口村 1.6%	2005 年度より中津川市 (1.4%) に統一
入湯税	旧中津川市 150 円/人 恵那郡北部町村 - 旧山口村 なし	2005 年度より中津川市 (150 円/人) に統一
都市計画税	旧中津川市 0.3% 恵那郡北部町村 なし 旧山口村 なし	2005 年度より中津川市 (0.3%) に統一
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	現行のまま中津川市に引継ぎ、経営審議会等において十分検討し、負担の公平性、健全経営を目指し速やかに調整する。	
下水道料金	同上。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		

例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：中津川市の例による。ただし、保険料は合併翌年度から事業の健全運営を確保できる適正な額とする。）		
賦課徴収方法	保険料方式 旧中津川市、旧坂下町、旧川上村、 旧加子母村、旧付知町、旧福岡町 保険税方式 旧蛭川村、旧山口村	国民健康保険料方式に統一
所得割	旧中津川市 5.98% 旧坂下町 5.85% 旧川上村 4.23% 旧加子母村 4.19% 旧付知町 3.70% 旧福岡町 5.41% 旧蛭川村 4.25% 旧山口村 6.40%	2005年度より中津川市（5.98%）に統一
資産割	旧中津川市 35.00% 旧坂下町 44.85% 旧川上村 38.11% 旧加子母村 33.21% 旧付知町 30.80% 旧福岡町 41.02% 旧蛭川村 37.56% 旧山口村 42.00%	2005年度より中津川市（35.00%）に統一
均等割	旧中津川市 26,800円 旧坂下町 29,980円 旧川上村 20,785円 旧加子母村 24,830円 旧付知町 27,200円 旧福岡町 28,839円 旧蛭川村 25,122円 旧山口村 13,000円	2005年度より中津川市（26,800円）に統一
平等割	旧中津川市 25,800円 旧坂下町 26,587円 旧川上村 18,480円 旧加子母村 26,900円 旧付知町 30,300円 旧福岡町 27,601円 旧蛭川村 26,545円 旧山口村 14,000円	2005年度より中津川市（25,800円）に統一
(12) 介護保険事業（調整方針：中津川市の例による）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧中津川市 2,733円 旧付知町 2,070円 旧坂下町 2,417円 旧福岡町 2,297円 旧川上村 2,750円 旧蛭川村 2,930円 旧加子母村 2,278円 旧山口村 2,375円	2005年度までは現行のとおりとし、2006年度からは介護保険事業計画に基づき適正な介護保険料の額とする。

(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	現行のまま中津川市に引継ぎ、窓口サービスや情報提供に支障のないよう、ネットワークを整備した。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	地方自治法第260条の規定により、旧町村(川上村、加子母村、付知町、蛭川村、山口村)の字の名称を変更した。特に旧山口村の神坂地区の字の名称は住民アンケート調査により神坂から「馬籠」に変更した。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（新市建設計画、市長公約を骨子として策定中）
総合計画	策定作業中（新市建設計画、市長公約を骨子として策定中）
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上> 福祉・行政サービスの向上が図れ、また窓口サービスや公共施設等の広範的な利用がしやすくなる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 豊かな自然と観光資源、さらにそれぞれの地域の個性あふれる資源を活かした一体感のある新しいまちづくり施策が展開できる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 合併による経費削減により生み出される財源により、効率的で質の高い行政サービスを進めることができる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 役場で行っていた従来の窓口サービス等は、情報基盤のオンライン化等を図ることで、役場庁舎を有効活用した総合事務所において、より便利なサービス提供を可能とした。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 各関係町村に地域審議会を設置するなど、住民の声が行政に反映する仕組みをとった。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 地域審議会では協議された地域の意見は首長に提案され、地域間のバランスを保つように政策をとる方法もある。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併協議の中で、新市において調整するとして各種項目の調整。</p> <p>例：慣行の取り扱い、公共的団体の取り扱い、各種団体への補助金・交付金、高齢者福祉関係事業、林業振興関係事業、社会教育関係事業、使用料、姉妹都市交流事業、自主運行バス、防災情報事業、児童福祉関係事業等</p>	